

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成28年度、平成29年度、令和元年度及び令和2年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和4年4月28日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

- 1 特定の事件（平成28年度）
補助金に係る財務に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局
補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年4月22日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】</p> <p>補助金の交付期間について</p> <p>要綱では補助金の交付期間が10年と定められているが、附則において施行日（平成21年4月1日）前に補助金の交付を受けた（自転車）駐車場に係る補助金については、なお従前の例によるとされている。この結果、同じような補助対象事業を行っている補助金交付対象者間で平衡を欠くことになった。また、期間に定めのない補助金は、補助対象事業を廃止するまで補助金交付が続くことになっている。補助対象期間の定めについて、早急な対応が必要である。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 186頁）</p>	<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】</p> <p>補助金の交付期間について</p> <p>相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金については、平成4年の要綱制定当時と比較し、駅周辺の自転車駐車場の整備が進み、一定の駐車需要を賄えていることや、収益事業として成り立っていること等を踏まえ、令和3年3月31日に整備補助金と併せて維持管理補助金要綱を廃止し、令和2年度をもって補助金の交付を終了した。</p>

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年4月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="217 752 762 790">【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】</p> <p data-bbox="233 808 628 846">指定管理料積立金について</p> <p data-bbox="197 864 783 1189">事業団は、松が丘園及びけやき体育館の指定管理料を毎年受取っているが、各年度に支払われた指定管理料の未使用残額については、指定期間の最終年度において精算し、発生した利子とともに返還することとされている。</p> <p data-bbox="197 1207 783 1877">純資産に計上された指定管理料積立金は、指定管理料の未使用残額を積み立てたものであり、最終的に返還すべき性質のものであるから、本来は負債に計上すべきものである。指定管理料のうち未使用の部分については、最終的に返還されるか人件費や事業の経費に充当した時に収益計上すべきものであるから入金時に収益計上すべきものではない。事業活動計算書の指定管理事業収益の計上の要件につき検討が望まれる。</p> <p data-bbox="491 1895 778 1933">(報告書 136頁)</p>	<p data-bbox="826 752 1372 790">【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】</p> <p data-bbox="842 808 1238 846">指定管理料積立金について</p> <p data-bbox="807 864 1393 1133">各年度の指定管理料の未使用残額については次年度以降の人件費の不足分や障害者の福祉の向上を目指す事業に充当できるため、指定管理料積立金として計上していたものである。</p> <p data-bbox="807 1151 1393 1476">指摘を受け、当該金額は法人の純資産を増加させる性質のものではないことから、指定管理期間が切り替わる令和元年度より、指定管理料の未使用残額は「長期預り金」として負債に計上する整理を行った。</p>

- 1 特定の事件（令和元年度）
委託に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局
平成30年度に委託事業を実施している関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年4月22日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【随意契約】</p> <p>1 者随契の理由の未公表について</p> <p>市は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約にすることができる場合で、2人以上から見積書を徴しない場合の手続の透明性を高めることを趣旨として、随意契約の理由等を公表調書として公表している。</p> <p>監査対象とした事業のうち1者随契によっているものについて、公表調書への記載がなされていないものが散見された。公表調書による公表がなされるよう対応を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 45頁）</p>	<p>【随意契約】</p> <p>1 者随契の理由の未公表について</p> <p>1 者随契の理由の公表については、四半期ごとに全所属からの公表調書を取りまとめ、公表しているが、未公表となっていた公表調書は、令和元年度中に市ホームページにて公表を行った。</p> <p>令和2年度からは、公表前に全所属に対して再度確認を依頼し、記載漏れや誤りが無いよう対応を図っている。</p>

- 1 特定の事件（令和元年度）
委託に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局
平成30年度に委託事業を実施している関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年4月22日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【本庁舎警備業務委託】</p> <p>予定価格の作成について</p> <p>2者からの見積りを平均して予定価格を作成している。見積りは、直接人件費、直接物件費、業務管理費、一般管理費の4つの費目に分けて計算するように依頼したが、1者は直接人件費及び直接物件費の記載しかなく、業務管理費と一般管理費は記載されていなかった。見積書の徴取にあたっては、各費目に正確に分類して金額を算定するとともに、依頼した事業者からは確実に提出を受ける必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 68頁）</p>	<p>【本庁舎警備業務委託】</p> <p>予定価格の作成について</p> <p>本庁舎警備業務委託は3年間の長期継続契約であるため、令和3年7月から令和6年6月委託分の契約については、入札の予定価格を設定する際に、3者に参考見積りを依頼し、全ての事業者から各費目を分類した参考見積書を徴し、適正な予定価格を算定した。</p> <p>今後も、各費目に正確に分類した金額で記載した参考見積書の提出を受け、適正な予定価格を算定する。</p>

1 特定の事件（令和元年度）

委託に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

平成30年度に委託事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年4月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 701 647 736">【土地使用図等修正業務委託】</p> <p data-bbox="240 757 596 792">1 者随契の理由について</p> <p data-bbox="201 813 783 1420">平成元年から30年にわたり、同一の事業者と1者随契を行っているが、事業を実施することについての時期的な制約以外には、同一の事業者で実施しなければならない理由は考えにくい。固定資産の課税標準となる土地及び家屋の評価替えは3年ごとに行われており、今後は令和3年度、令和6年度に評価替えが行われる。評価替えの年度を視野に入れ、競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p> <p data-bbox="523 1442 778 1478">(報告書 71頁)</p>	<p data-bbox="826 701 1254 736">【土地使用図等修正業務委託】</p> <p data-bbox="847 757 1203 792">1 者随契の理由について</p> <p data-bbox="807 813 1390 1077">本業務委託については、新たな事業者が受託した場合、データ変換作業等が発生し、毎年度7月から実施する現地調査に間に合わないため1者随契を行ってきた。</p> <p data-bbox="807 1099 1390 1706">令和3年度は、本業務委託を「土地使用図等作成業務委託(4月～6月契約分)」と「固定資産評価用地理情報データ等修正業務委託(7月～翌年3月契約分)」に分割し、4月～6月契約分は1者随契により、7月～翌年3月契約分は仕様書に翌年度に向けた上記作業を加えて指名競争入札により契約し、7月～翌年3月契約分の受託事業者と翌年度の4月～6月契約分は1者随契を行うこととした。</p> <p data-bbox="807 1729 1390 1888">なお、令和4年度は、より競争性を確保するため、条件付一般競争入札を実施する予定である。</p>

- 1 特定の事件（令和2年度）
子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局
こども・若者未来局
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和4年4月22日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="199 696 783 790">【ファミリー・サポート・センター事業】</p> <p data-bbox="236 813 595 846">再委託の取扱いについて</p> <p data-bbox="199 869 783 963">ファミリー・サポート・センターの運営を市社協に委託している。</p> <p data-bbox="199 985 783 1133">再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を、委託契約書に追記する必要がある。</p> <p data-bbox="523 1155 778 1189" style="text-align: right;">（報告書 79頁）</p>	<p data-bbox="805 696 1390 790">【ファミリー・サポート・センター事業】</p> <p data-bbox="842 813 1201 846">再委託の取扱いについて</p> <p data-bbox="805 869 1390 1249">令和2年度の契約については、令和3年2月1日に委託契約の一部を変更する契約を締結し、再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を追記した。令和3年度の契約書においても同様の内容を記載し、契約を締結した。</p>